

衆議院議員総選挙の投票用紙交付時の説明誤りについて

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙の緑区内の投票所において、小選挙区選出議員選挙の投票用紙を交付する際、説明誤りにより、政党名を記載した投票があったことをお知らせします。

このたびは、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案が発生した日時・場所

(1) 日時

令和6年10月27日（日）12：30頃

(2) 場所

緑区第11投票所 誉田東小学校体育館

2 事案の概要

10月27日（日）12：30頃、緑区第11投票所 誉田東小学校体育館において、小選挙区選出議員選挙の用紙交付係が、選挙人3人に対し、「候補者氏名をお書きください」と説明すべきところ、誤って「政党名をお書きください」と説明してしまい、3人のうち1人が政党名を記載し、そのまま投票してしまった。

他の職員が誤った説明をしていることに気が付き、当該選挙人に対して当該投票が無効となる旨を説明し、謝罪した。

他の2人の選挙人については、誤った説明がされていることに気が付き、正しく候補者名を記載して投票を行った。

3 誤って投票された投票数

衆議院議員総選挙 小選挙区 1票

4 当該投票の取り扱い

候補者名を記載するところ、政党名を投票用紙に記載した場合、無効票として扱われる。

5 再発防止の取り組み

発生後、緑区の全投票所に対して、必ず正しい説明をするよう注意喚起を行い、再発防止を図った。

また、緑区以外の投票所に関しても、市選挙管理委員会より区選挙管理委員会を通じて注意喚起を行った。